別表第三（第二条第二項関係）〔平成22年３月までの間に法附則第５条第６項第１号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法附則第５条第６項第１号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成22年	
			１月	２月
平成22年	２　月	昭和20年２月２日から昭和20年３月１日までに生まれた者	円 14,660	円 —
	３　月	昭和20年３月２日から昭和20年４月１日までに生まれた者	29,270	14,660

別表第四（第二条第二項関係）〔平成22年３月までの間に法附則第５条第６項第４号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を前納する場合〕

法附則第５条第６項第４号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前納する月	
		平成22年	
		１月	２月
平成22年	２　月	円 14,660	円 —
	３　月	円 29,270	円 14,660

別表第五（第二条第二項関係）〔平成22年３月までの間に平成６年改正法附則第11条第７項第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を前納する場合〕

平成６年改正法附則第11条第７項第３号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前納する月	
		平成22年	
		１月	２月
平成22年	２　月	円 14,660	円 —
	３　月	29,270	14,660

別表第六（第二条第二項関係）〔平成22年３月までの間に平成６年改正法附則第11条第７項第４号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		平成６年改正法附則第11条第７項第４号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成22年	
			１月	２月
平成22年	２　月	昭和15年２月２日から昭和15年３月１日までに生まれた者	円 14,660	円 —
	３　月	昭和15年３月２日から昭和15年４月１日までに生まれた者	29,270	14,660

別表第七（第三条第一項関係）〔平成22年３月までの期間のすべての四分の三保険料を前納する場合〕

前納する月	平成22年		
	１　月	２　月	３　月
前　納　額	円 32,890	円 21,960	円 11,000

別表第八（第三条第二項関係）〔平成22年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての四分の三保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成22年	
			１月	２月
平成22年	２　月	昭和25年２月２日から昭和25年３月１日までに生まれた者	円 11,000	円 —
	３　月	昭和25年３月２日から昭和25年４月１日までに生まれた者	円 21,960	円 11,000

別表第九（第四条第一項関係）〔平成22年３月までの期間のすべての半額保険料を前納する場合〕

前納する月	平成22年		
	１　月	２　月	３　月
前　納　額	円 21,920	円 14,640	円 7,330

別表第十（第四条第二項関係）〔平成22年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての半額保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成22年	
			１月	２月
平成22年	２　月	昭和25年２月２日から昭和25年３月１日までに生まれた者	円 7,330	円 —
	３　月	昭和25年３月２日から昭和25年４月１日までに生まれた者	円 14,640	円 7,330